

新型コロナウイルス感染症対策期間中の 宅地造成等規制法に基づく許可等に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症対策期間中も宅地造成等規制法に基づく許可事務を行います
が、感染症の感染拡大を防止する観点から、申請書類の一部（手数料の支払いを伴うものを
除く）について、郵送等による受付も行うこととしました。郵送等による受付をご希望され
る場合は、下記の注意事項をご確認の上、手続きの流れに従って進めていただきますようお
願いいたします。

注意事項

- ・ **実施期間は、当面の間とします。**
- ・ 必ず裏面の問合せ先に記載する係へご連絡いただき、各区の担当者に確認を行ってから、
手続きを進めてください。
- ・ 通常の手続きと比べて、大幅に時間を要する見込みです。時間に余裕をもって手続きを
行ってください。
- ・ 記載事項に不備がある場合は、再度書類の送付をお願いする場合があります。
- ・ 郵送等により書類を紛失した場合の責任は負いかねますので、ご了承ください。
- ・ 容量が大きいメール（2MBを超えるもの）を送付される場合は、メールを受信できない
場合があります。恐れ入りますが、分割して送付いただきますようお願いいたします。
- ・ 既設擁壁の許可の有無等については、従前通り窓口でのお答えとなります。

○郵送での受付が可能なもの

手続き等	受付可能な書類	
宅地造成等規制法に基づ く宅地造成工事の許可	受付時に手数料の支払 いが不要なもの	事前相談 建築確認申請による調書

○電子メールによる受付が可能なもの

各種申請・事前相談の受付後に、当該申請・届出について、追加・差替えを行
う書類・図面等の内容確認 ※書類・図面等の印刷は行いません。

手続きの流れ

事前相談

事前相談を郵送で提出される場合は、必ず電話でお問合せください。相談内容によっては、メールや電話で相談可能な場合もあります。

送付先

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 西庁舎2階
名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課宅地規制担当
※担当者の名前が分かる場合は、記入してください。

問合せ先

宅地造成等規制法に基づく宅
地造成工事の許可

開発指導課宅地規制担当

電話：052-972-2733

メール：a2733@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp